

こ成事第 370 号  
令和 5 年 8 月 22 日  
こ成事第 548 号  
令和 5 年 12 月 19 日

都道府県知事  
指定都市市長  
各 中核市市長 殿  
児童相談所設置市長  
市町村長

こども家庭庁長官  
(公印省略)

#### 次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について

標記の交付金の交付については、別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行うこととされ、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

別紙

次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱

(通則)

1 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づく次世代育成支援対策施設整備交付金の交付については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和 5 年内閣府令第 41 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 この交付金は、次世代育成支援対策推進法第 11 条第 1 項に規定する交付金に関する内閣府令（平成 17 年厚生労働省令第 79 号）第 1 条第 2 項に規定する施設（以下「児童福祉施設等」及び「障害児施設等」という。）の新設、修理、改造、拡張又は整備に要する経費の一部に充てるために、国が交付する交付金であり、もって、次世代育成支援対策を推進することを目的とする。

(交付の対象)

3 この交付金は、次世代育成支援対策を推進するために都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が策定する都道府県整備計画、市町村整備計画又は防犯対策強化整備計画（以下「整備計画」という。）に基づいて実施される児童福祉施設等及び障害児施設等に関する施設整備事業に交付する。

(定義)

4 本交付要綱において「児童福祉施設等」、「障害児施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

(1) 児童福祉施設等

区分	大分類	中分類	小分類
(1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（以下「児童福祉法」という。）第 7 条に基づく児童福祉施設（児童厚生施設について は、平成 2 年 8 月 7 日厚生省発	児童福祉施設	助産施設 乳児院	第一種助産施設 第二種助産施設

<p>児第 123 号厚生事務次官通知の別紙「児童館の設置運営要綱」の第 2 から第 4 に定める小型児童館、児童センター（大型児童センターを含む。）及び大型児童館（「C 型児童館」を除く。）とし、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）第 2 条による改正後の児童福祉法（以下「改正児童福祉法」という。）第 44 条の 3 第 1 項に基づく里親支援センターを含む。）、児童福祉法第 12 条の 4 に基づく児童を一時保護する一時保護施設、同法第 35 条第 10 項に基づく職員養成施設、同法第 6 条の 3 第 1 項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所、同条第 3 項に基づく子育て短期支援事業所、同条第 6 項に基づく地域子育て支援拠点事業所、同条第 7 項に基づく一時預かり事業所、同条第 8 項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所、改正児童福祉法第 6 条の 3 第 16 項に基づく社会的養護自立支援拠点事業所、同条第 18 項に基づく妊産婦等生活援助事業所、同条第 20 項に基づく児童育成支援拠点事業所、同法第 10 条の 2 第 1 項に基づくこども家庭センター、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条第 1 号に基づく利用者支援事業所、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 17 条の 2 に基づく産後ケア事業を行う施設、平成 11 年 1 月 7 日児発第 14 号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」に基づく子育て支援のための拠点施設及び平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 49 号厚生労働省雇用均等・児童</p>	<p>母子生活支援施設 児童厚生施設 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 一 里親支援センター</p> <p>一時保護施設</p> <p>職員養成施設</p> <p>児童自立生活援助事業所</p> <p>子育て短期支援事業所</p> <p>地域子育て支援拠点事業所</p> <p>一時預かり事業所</p> <p>小規模住居型児童養育事業所</p> <p>社会的養護自立支援拠点事業所</p> <p>妊産婦等生活援助事業所</p> <p>児童育成支援拠点事業所</p>	
---	---	--

家庭局長通知「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」に基づく拠点  (2) 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、こども家庭庁長官が特に整備の必要を認めるもの	こども家庭センター		
	利用者支援事業所		
	産後ケア事業を行う施設		
	子育て支援のための拠点施設		
	市区町村子ども家庭総合支援拠点		
	その他施設		

(注1) 本交付要綱において、地域子育て支援拠点事業所とは、平成26年5月29日雇児発0529第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「地域子育て支援拠点事業の実施について」（以下「地域子育て支援拠点事業実施要綱」という。）に基づく地域子育て支援拠点事業を行う事業所をいう。なお、開所日数が週3日及び週4日の拠点事業所については、「地域子育て支援拠点事業実施要綱」の4の(2)の④に定める「地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組」を行う場合、又は4の(3)の④に定める「地域の子育て力を高める取組」を行う場合を対象とする。

(注2) 本交付要綱において、一時預かり事業については、子ども・子育て支援法第27条に規定する特定教育・保育施設、同法第29条に規定する特定地域型保育事業、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園及び企業主導型保育事業と一体的に事業を行う場合以外で行う場合を対象とする。

## (2) 障害児施設等

区分	大分類	中分類	小分類
(1) 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（同条第2項に規定す	児童発達支援事業所		

	る児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービスに限る。)を行う事業所、同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援を行う事業所、同条第6項に規定する保育所等訪問支援を行う事業所、同条第7項に規定する障害児相談支援を行う事業所並びに同法第7条に規定する障害児入所施設及び児童発達支援センター	放課後等デイサービス事業所  居宅訪問型児童発達支援事業所  保育所等訪問支援事業所  障害児相談支援事業所  児童福祉施設	障害児入所施設  児童発達支援センター	福祉型障害児入所施設  医療型障害児入所施設  福祉型児童発達支援センター  医療型児童発達支援センター
(2) 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、子ども家庭庁長官が特に整備の必要を認めるもの	その他施設			

5 3において「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

種類	整備区分	整備内容
新設	創設	新たに施設を整備すること。
修理	大規模修繕等	既存施設について令和5年8月22日こ成事第426号子ども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。  地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補

		<p>強等の整備を行う事業（以下「耐震化等整備事業」という。）のうち、改築整備を除く事業においては、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事</li> <li>・その他必要と認められる上記に準ずる工事</li> </ul>
改 造	増 築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備すること。
	増 改 築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）すること。
	改 築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）すること。 耐震化等整備事業のうち、改築整備すること。
拡 張	拡 張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備すること。
整 備	スプリンクラー設備等整備	令和5年8月22日成事第422号子ども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備すること。
	老朽民間児童福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について令和5年8月22日成事第431号子ども家庭庁成育局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）すること。
	児童相談所一時保護施設における受入体制強化を図るために整備	令和5年8月22日成事第440号子ども家庭庁成育局長通知「児童相談所一時保護施設における受入体制強化を図るために整備の特例的な取扱いについて」により整備すること。
	防犯対策強化に係る整備	令和5年8月22日成事第429号子ども家庭庁成育局長通知「児童福祉施設等における防犯対策強化に係る整備について」により整備すること。
	応急仮設施設設整備	令和5年8月22日成事第428号子ども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における

	避難スペース整備	応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備すること。  令和5年8月22日こ成事第427号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における在宅障害児向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。
--	----------	---

(事業の種類)

6 交付金の交付の対象となる施設整備事業の種類は、以下によるものとする。

(1) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る事業((4)に掲げる耐震化等整備事業を除く。)

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1)児童福祉法に基づく施設等  ア 児童福祉施設（障害児施設等を除く。）	児童福祉法第35条第2項又は第3項 改正児童福祉法第44条の3第1項 (里親支援センター)	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
イ 児童相談所一時保護施設	児童福祉法第12条の4	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市(特別区を含む。)
ウ 職員養成施設	児童福祉法第35条第10項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村

エ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第 6 条の 3 第 1 項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
オ 子育て短期支援事業所	児童福祉法第 6 条の 3 第 3 項	指定都市、中核市若しくは市町村
カ 地域子育て支援拠点事業所	児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項	指定都市、中核市若しくは市町村
キ 一時預かり事業所	児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項	指定都市、中核市若しくは市町村
ク 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第 6 条の 3 第 8 項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
ケ 社会的養護自立支援拠点事業所	改正児童福祉法第 6 条の 3 第 16 項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
コ 妊産婦等生活援助事業所	改正児童福祉法第 6 条の 3 第 18 項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
メ 児童育成支援拠点事業所	改正児童福祉法第 6 条の 3 第 20 項	指定都市、中核市若しくは市町村
シ こども家庭センター	改正児童福祉法第 10 条の 2	指定都市、中核市若しくは市町村
ス 利用者支援事業所	子ども・子育て支援法第 59 条第 1 号	指定都市、中核市若しくは市町村
セ 産後ケア事業を行う施設	母子保健法第 17 条の 2	指定都市、中核市若しくは市町村
リ 子育て支援のための拠点施設	平成 11 年 1 月 7 日児発第 14 号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」	指定都市、中核市若しくは市町村
タ 市区町村子ども家庭総合支援拠点	平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 49 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」	指定都市、中核市、市町村

(2) その他施設	別途こども家庭庁長官が定める基準等	都道府県、指定都市、中核市、市町村
-----------	-------------------	-------------------

(2) (1) の表①欄に定める施設について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 8 条第 1 項の規定により選定された選定事業者が、同法第 14 条第 1 項の規定により整備した施設を③欄に定める地方公共団体が買収する事業（以下「PFI 事業」という。）。

(3) 令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 437 号こども家庭庁成育局長通知「余裕教室を活用した児童福祉施設等への改築整備の促進について」により指定都市、中核市及び市町村が行う学校等の余裕教室の改築等に要する施設整備事業。

(4) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る耐震化等整備事業

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
児童福祉法に基づく施設等 ア 児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に限る。）  イ 児童相談所一時保護施設	児童福祉法第 35 条第 2 項又は第 3 項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
	児童福祉法第 12 条の 4	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市（特別区を含む。）

(5) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県又は指定都市若しくは中核市（障害児入所施設及び児童発達支援センターにかかる整備は児童相談所設置市に限る。）が行う補助事業（(8) に掲げる耐震化等整備事業を除く。）

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1) 児童福祉法に基づく施設等 ア 障害児入所施設	児童福祉法第 35 条第 4 項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は

		公益財団法人
イ 児童発達支援センター	児童福祉法第 35 条第 4 項	児童福祉法第 34 条の 3 第 2 項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO 法人、営利法人等）
ウ 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所	児童福祉法第 34 条の 3 第 2 項	

(6) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業  
 ((7) に掲げる耐震化等整備事業を除く。)

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1)児童福祉法に基づく施設等		
ア 児童福祉施設（障害児施設等を除く。）	児童福祉法第 35 条第 4 項	社会福祉法人、日本赤十字社（児童厚生施設を除く。）、公益社団法人、公益財団法人又は都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人（児童福祉施設を除く）
イ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第 6 条の 3 第 1 項	
ウ 子育て短期支援事業所	児童福祉法第 6 条の 3 第 3 項	
エ 地域子育て支援拠点事業所	児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項	
オ 一時預かり事業所	児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項	
カ 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第 6 条の 3 第 8 項	
キ 利用者支援事業所	子ども・子育て支援法第 59 条第 1 号	
ク 社会的養護自立支援拠点事業所	改正児童福祉法第 6 条の 3 第 16 項	
ケ 妊産婦等生活援助事業所	改正児童福祉法第 6 条の 3 第	

コ 児童育成支援拠点事業所 ナ 産後ケア事業を行う施設	18 項 改正児童福祉法第 6 条の 3 第 20 項 母子保健法第 17 条の 2	
(2) その他施設	別途こども家庭庁長官が定める基準等	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人

(注) 「都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人」とは、児童自立生活援助事業所にあっては児童福祉法第 6 条の 3 第 1 項、小規模住居型児童養育事業所にあっては同法第 6 条の 3 第 8 項に基づき事業を実施する都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人をいい、子育て短期支援事業所にあっては同法第 6 条の 3 第 3 項、地域子育て支援拠点事業所にあっては同法第 6 条の 3 第 6 項、一時預かり事業所にあっては同法第 6 条の 3 第 7 項、社会的養護自立支援拠点事業所にあっては改正児童福祉法第 6 条の 3 第 16 項、妊産婦等生活援助事業所にあっては同法第 6 条の 3 の第 18 項、児童育成支援拠点事業所にあっては同法第 6 条の 3 第 20 項、利用者支援事業所にあっては子ども・子育て支援法第 59 条第 1 号、母子保健法第 17 条の 2 に基づき事業を実施する市町村が認めた法人をいう。

(7) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者が設置する施設に係る耐震化等整備事業に対し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に限る。）	児童福祉法第 35 条第 4 項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人

(8) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者が設置する施設に係る耐震化等整備事業に対し、都道府県又は指定都市若しくは児童相談所設置市が行う補助事業

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人

(交付金の対象除外)

7 交付金は、次に掲げる費用については対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 防犯対策強化に係る整備における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用
- (5) その他施設整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

8 この交付金は、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村に対し、整備計画に記載された施設整備事業に要する経費に充てるため交付するものとし、その交付額は次により算出するものとする。

ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 以下のⅰ～ⅲの要件をいずれも満たし、『「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」の実施方針について』（令和3年2月4日付け子家発0204第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）に基づく「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を受けた乳児院若しくは児童養護施設に係る整備事業

ⅰ 概ね10年程度で小規模かつ地域分散化を図るための整備方針（計画）を策定していること。

ⅱ 地域分散化された施設の定員を増加させる整備計画であること。

※ 乳児院にあっては、「ケアニーズが非常に高い子どもの養育のため集合する生活単位の整備を含む整備計画であること」

ⅲ 概ね10年程度でケアニーズが非常に高い子どもの養育のため集合する生活単位を除き、全て小規模かつ地域分散化させる整備計画を策定すること。

ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する

単位ごとに、別表1－1又は別表1－2で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1－4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

イ 6の(5)から(8)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－1又は別表1－2で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1－4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

## (2) 産後ケア事業を行う施設の創設、増築、増改築整備事業

ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－1で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1－4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

イ 6の(5)から(8)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－1で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除

く。) を控除した額とを比較して少ない方の額に別表 1－4 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア) により算出した額と、(イ) により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

(3) 令和 5 年 12 月 19 日こ成事第 568 号こども家庭庁成育局長通知「児童厚生施設における「子どもの居場所」としての機能強化を図るための整備について」に基づく整備事業

ア 6 の (1) から (4) の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1－1、別表 1－2、別表 1－3、別表 3、別表 4 又は別表 5 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表 1－4 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア) により算出した額と、(イ) により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

イ 6 の (5) から (8) の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1－1、別表 1－2、別表 1－3、別表 3、別表 4 又は別表 5 で定める基準により算出した合計基礎点数に 1,000 円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア) により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。) を控除した額とを比較して少ない方の額に別表 1－4 に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア) により算出した額と、(イ) により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

(4) (1) ~ (3) 以外の場合

ア 6 の (1) から (4) の事業に係る交付額を算出する。

- (ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－1、別表1－2、別表1－3、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。
- (イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1－4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
- (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

イ 6の(5)から(8)の事業に係る交付額を算出する。

- (ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1－1、別表1－2、別表1－3、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。
- (イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1－4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
- (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

#### (国の財政上の特別措置)

9 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める対象施設の種類に掲げられている施設の整備に係る交付金の交付額の算定にあっては、次により算定するものとする。

ただし、対象施設が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、別表2「交付基礎点数表」により算出された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算し、交付基礎額を算出するものとする。

(1) 次の表の①欄に掲げる「助産施設」「乳児院」「母子生活支援施設」及び「障害児入所施設」の整備事業

ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

イ 6の(5)から(8)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

(2) 次の表の②及び③欄に掲げる「乳児院」「児童心理治療施設」及び「障害児入所施設」の整備事業

ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

イ 6の(5)から(8)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

(3) 次の表の④欄に掲げる「児童福祉施設等」及び「障害児施設等」の整備事業  
ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

イ 6の(5)から(8)の事業に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)によ

り算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

(4) 次の表の⑤欄に掲げる障害児施設等の整備事業

- (ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表3、別表4又は別表5で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。
- (イ) (ア)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。
- (ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

1 区 分	2 対象施設の種類
① 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合（以下「沖縄振興計画に基づく事業」という。）	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 障害児入所施設
② 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）（以下「地震対策緊急整備事業計画に基づく事業」という。）	乳児院 児童心理治療施設 障害児入所施設
③ 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）（以下「地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業」という。）	乳児院 児童心理治療施設 障害児入所施設

<p>④ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 25 年法律第 87 号）第 12 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第 4 号に基づき政令で定める施設及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第 11 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第 4 号に基づき政令で定める施設（以下「津波避難対策緊急事業計画に基づく事業」という。）</p>	<p>児童福祉施設等（児童家庭支援センター、里親支援センター、職員養成施設、その他施設を除く。） 障害児施設等</p>
<p>⑤ 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 46 年法律第 70 号）第 2 条に規定する公害防止対策事業として行う場合（以下「公害防止対策事業」という。）</p>	<p>障害児施設等</p>

#### (交付金の概算払)

10 こども家庭庁長官は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

#### (交付の条件)

11 この交付金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。

（1）都道府県、指定都市、中核市及び市町村が事業を実施する場合（（2）に掲げる場合を除く。）

ア 整備計画の計画変更に伴う事業に要する経費の配分の変更をする場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）の承認を受けなければならない。

イ 事業の内容のうち、整備計画に記載された建物等の用途を変更する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。

ウ 整備計画に記載された事業を中止、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。

エ 整備計画に基づく事業が計画期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならない。

オ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具については、適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、地方厚生（支）局長の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

- カ 地方厚生（支）局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させことがある。
- キ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- ク 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙7の様式により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。
- なお、交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。
- ケ この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙3の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならぬ。
- コ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- サ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- シ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市若しくは中核市、市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- ス この交付金の交付と対象経費を重複して、他の国庫補助、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は財団法人JKA若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。

（2）都道府県、指定都市、中核市又は市町村が社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者（以下「社会福祉法人等」という。）が実施する施設整備事業に対して補助

する場合

ア (1) のア、イ、ウ、エ及びケに掲げる条件

イ 都道府県、指定都市、中核市又は市町村は社会福祉法人等に対してこの交付金を財源の一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

(ア) (1) のア、イ、ウ、エ、カ、キ、コ、サ、シ及びスに掲げる条件

この場合において、「地方厚生（支）局長」とあるのは「都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長」と、「国庫」とあるのは「都道府県、指定都市、中核市又は市町村」と読み替えるものとする。

(イ) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具については、適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

(ウ) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(エ) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、別紙 7 の様式に準じて速やかに、遅くとも補助事業の完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一社、一所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入税額控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都道府県、指定都市、中核市又は市町村に返還しなければならない。

ウ イにより付した条件に基づき都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認又は指示を受

けなければならない。

エ 事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させことがある。

オ 事業者がイにより付した条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を国庫に納付させことがある。

#### (申請手続)

12 この交付金の交付の申請は、別紙1の様式による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに各地方厚生（支）局長に提出するものとする。

#### (変更申請手続)

13 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、12に定める申請手続に従い、別に指示する期日までに行うものとする。

#### (交付決定までの標準的期間)

14 地方厚生（支）局長は、12又は13による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

#### (状況報告)

15 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村は、交付金の交付の対象となった施設整備事業に係る工事に着工したときは、別紙4の様式により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については別紙5の様式により毎年度12月末日現在の状況を翌月15日までに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。

#### (実績報告)

16 この交付金の事業の実績報告は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（11の（1）のウ又は（2）のウにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、別紙6の様式による報告書を地方厚生（支）局長に提出して行わなければならない。

(交付金の返還)

17 地方厚生（支）局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

18 特別の事情により 8、12、13、15 及び 16 に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表1－1

算 定 基 準  
(耐震化等整備事業を除く。)  
創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備

1区分	2種目	3基 準	4対象経費	5負担割合
施設整備	本体工事費	<p>ア 定員1人当たり交付基礎点数を適用する場合</p> <p>(ア) 別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>(イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>(ウ) 地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>(エ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>(オ) 津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>イ 1施設当たり交付基礎点数を適用する場合</p> <p>(ア) 別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。</p> <p>(イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（7に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（PFI事業に限る。）。ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>	別表1－4 のとおり

とする。

(ウ) 地震対策緊急整備事業  
計画に基づく事業として  
行う場合には別表2に掲  
げる1施設当たり交付基  
礎点数を基準とする。

(エ) 地震防災緊急事業五箇  
年計画に基づく事業とし  
て行う場合には別表2に  
掲げる1施設当たり交付  
基礎点数を基準とする。

(オ) 津波避難対策緊急事業  
計画に基づく事業として  
行う場合には別表2に掲  
げる1施設当たり交付基  
礎点数を基準とする。

ウ 1世帯当たり交付基礎点  
数を適用する場合

(ア) 別表2に掲げる1世帯  
当たり交付基礎点数に定  
員(世帯)を乗じて得たも  
のを基準とする。

(イ) 沖縄振興計画に基づく  
事業として行う場合には  
別表2に掲げる1世帯当  
たり交付基礎点数に定員  
(世帯)を乗じて得たも  
のを基準とする。

(ウ) 津波避難対策緊急事業  
計画に基づく事業として  
行う場合には別表2-1  
及び2-2に掲げる1世  
帯当たり交付基礎点数に  
定員(世帯)を乗じて得  
たものを基準とする。

エ 1グループケア当たり交  
付基礎点数を適用する場合

(ア) 別表2に掲げる1グル  
ープケア当たり交付基礎  
点数にグループケア数を  
乗じて得たものを基準と  
する。

(イ) 沖縄振興計画に基づく  
事業として行う場合には  
別表2に掲げる1グル  
ープケア当たり交付基礎点

数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。

(ウ) 地震対策緊急整備事業  
計画に基づく事業として行う場合には別表 2 に掲げる 1 グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。

(エ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合には別表 2 に掲げる 1 グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。

(オ) 津波避難対策緊急事業  
計画に基づく事業として行う場合には別表 2 に掲げる 1 グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。

オ 一部改築及び拡張  
「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（成事第 433 号令和 5 年 8 月 22 日）により算出されたものを基準とする。

カ 豪雪地帯対策特別措置法第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第 1 条に規定された奄美群島、離島振興法第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第 4 条第 1 項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第 3 条第 1 項第 3 号に規定された

	<p>離島のいずれかに所在する場合は、上記に定める方法により算定されたものに対して 0.08 を乗じて得たものを加算する。</p> <p>キ 積雪寒冷地域（寒冷地手当支給規則（昭和 39 年総理府令第 33 号）別表 1 に掲げる地域（国家公務員の寒冷地手当支給地域）とする。）に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあっては、別表 2 に定める交付基礎点数を基準とする。</p> <p>ただし、地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合には、別表 2 に定める交付基礎点数を基準とする。</p> <p>〈対象施設〉</p> <p>児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設</p> <p>ク 地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（こ成事第 435 号令和 5 年 8 月 22 日）に定める基準に適合する整備を行うときは、別表 2 に定める交付基礎点数を基準とする。</p> <p>ケ 1 拠点当たり交付基礎点数を採用する場合</p> <p>別表 2 に掲げる 1 拠点当たり交付基礎点数を基準とする。</p>	
--	---	--

		<p>コ 公害防止対策事業として 行う場合</p> <p>別表 2 に掲げる 1 施設当 たり交付基礎点数を基準と する。</p>	
	特殊附帯工 事費	<p>別表 2 に掲げる 1 施設当 たり交付基礎点数を基準とす る。</p>	特殊附帯工事費に必要な 工事費又は工事請負費
	解体撤去工 事費及び仮 設施設整備 工事費	<p>別表 2 に掲げる 1 単位當 たり交付基礎点数を基準とす る。</p>	解体撤去に必要な工事費 又は工事請負費及び仮設 施設整備に必要な賃借 料、工事費又は工事請負 費

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された算定基準を適用する。

別表1－2

## 算定基準

(別表1－1、別表1－3、別表3、別表4及び別表5に掲げる整備以外の事業)

1区分	2種目	3基準	4対象経費	5負担割合
施設整備	本体工事費	<p>大規模修繕等、その他特別な工事費については、こども家庭庁長官が必要と認めた点数とする。ただし、第4欄に定める対象経費の実支出額を2,000（児童厚生施設（令和5年12月19日こ成事第568号こども家庭庁成育局長通知「児童厚生施設における「こどもの居場所」としての機能強化を図るための整備について」で定めた整備に該当する場合は除く。以下本表及び次表において同じ。）については3,000）で除して得た点数（以下「実支出額を2,000（児童厚生施設については3,000）で除して得た点数」という。）がこれに満たないときは、実支出額を2,000（児童厚生施設については3,000）で除して得た点数とする。</p> <p>耐震化等整備事業における大規模修繕等については、次のいずれか低い方の価格を基準にこども家庭庁長官が必要と認めた点数とする。</p> <p>(1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り</p> <p>(2) 工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方の見積り</p>	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（7に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>	別表1－4 のとおり

	スプリンクラー設備等工事費 (既存施設)	別表2による「交付基礎点数表」に基づき、算出されたものを基準とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費	
	仮設施設整備工事費	<p>大規模修繕等については、こども家庭長官が必要と認めた点数とする。ただし、第4欄に定める対象経費の実支出額を2,000（児童厚生施設については3,000）で除して得た点数（以下「実支出額を2,000（児童厚生施設については3,000）で除して得た点数」という。）がこれに満たないときは、実支出額を2,000（児童厚生施設については3,000）で除して得た点数とする</p> <p>耐震化等整備事業における大規模修繕等については、次により算出されたものを基準とする。</p> <p>ア 定員1人当たり交付基礎点数を適用する場合 別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>イ 1世帯当たり交付基礎点数を適用する場合 別表2に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員（世帯）を乗じて得たものを基準とする。</p>	仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	

応急仮設施 設整備	<p>次のいずれか低い方の価格を基準にこども家庭庁長官が必要と認めた点数とする。</p> <p>(1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り</p> <p>(2) 工事請負業者の見積り なお、これにより難い特別の事情があるときは、こども家庭庁長官が必要と認める点数とする。</p>	<p>障害児施設等の災害復旧に必要な賃借料、工事費又は工事請負費ただし、次に定める費用は除く。</p> <p>(1) 交付要綱7 (2)(3)に定める費用 (2) 土地の買収又は整地に要する費用（災害による地形地盤の変動によって生じた地割れ等の復旧に要する費用を除く。）</p> <p>(3) 門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用 (4) 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの。 (5) 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの。 (6) その他災害復旧費として適當と認められない費用 (7) 別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用</p>
--------------	--	---

別表1－3

## 算定基準

(防犯対策強化に係る整備)

1区分	2種目	3基準	4対象経費	5負担割合
施設整備	本体工事費	<p>防犯対策強化に係る整備については、次の取り扱いとする。</p> <p>ア 門、フェンス等の外構の設置、修繕等 次のいずれかの低い方の価格を2,000（児童厚生施設については3,000）で除した点数を基準とする。</p> <p>(1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り</p> <p>(2) 工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方の見積り</p> <p>※ただし、見積り額について、入所施設は1,000,000円未満、入所施設以外の施設は300,000円未満の場合は本事業の対象としない。</p> <p>イ 非常通報装置等の設置 次のいずれかの低い方の価格を2,000（児童厚生施設については3,000）で除した点数と900点を比較して、いずれか少ない方の点数を基準とする。</p>	<p>防犯対策強化に係る整備に必要な工事費又は工事請負費（7に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	別表1－4のとおり

	<p>(1) 公的機関（都道府県 又は市町村の建築課 等）の見積り</p> <p>(2) 工事請負業者 2 社の 見積りを比較して、 低い方の見積り</p> <p>※ただし、見積り額につい て、300,000円未満の場合 は本事業の対象としない。</p>	
--	---	--

別表 1－4

次世代育成支援対策施設整備交付金における施設整備事業の国、都道府県（本表において指定都市、中核市及び児童相談所設置市を含む。）、市町村、設置主体の負担割合

①交付要綱の8（1）の事業として行う場合

1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	国	都道 府県	市 町村
市町村が設置する場合 ・乳児院 ・児童養護施設	2／3	[ - ]	[ 1／3 ]
都道府県が設置する場合 ・乳児院 ・児童養護施設	2／3	[ 1／3 ]	[ - ]

注 [ ] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道 府県	市 町村	設置 主体
市町村が設置主体に補助する場合 ・乳児院 ・児童養護施設	2／3	[ - ]	[ 1／12 ]	[ 1／4 ]
都道府県が設置主体に補助する場合 ・乳児院 ・児童養護施設	2／3	[ 1／12 ]	[ - ]	[ 1／4 ]

注 [ ] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

②交付要綱の8（2）の事業として行う場合

1. 施設の設置主体が市町村の場合

区分	国	都道 府県	市 町村
市町村が設置する場合 ・産後ケア事業を行う施設	2／3	[ - ]	[ 1／3 ]

2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道 府県	市 町村	設置 主体
市町村が設置主体に補助する場合 ・産後ケア事業を行う施設	2／3	[ - ]	[ 1／12 ]	[ 1／4 ]
都道府県が設置主体に補助する場合 ・産後ケア事業を行う施設	2／3	[ 1／12 ]	[ - ]	[ 1／4 ]

注 [ ] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

③交付要綱の8（3）の事業として行う場合

1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	国	都道 府県	市 町村
児童厚生施設（市町村が設置する場合）	1／2	[ 1／4 ]	[ 1／4 ]
児童厚生施設（都道府県が設置する場合）	1／2	[ 1／2 ]	[ - ]

注 [ ] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道 府県	市 町村	設置 主体
児童厚生施設 (市町村が設置主体に補助する場合)	1／2	[ - ]	[ 1／4 ]	[ 1／4 ]
児童厚生施設 (都道府県が設置主体に補助する場合)	1／2	[ 1／4 ]	[ - ]	[ 1／4 ]

注 [ ] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

④交付要綱の8（4）の事業として行う場合

1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	国	都道 府県	市 町村
児童厚生施設（市町村が設置する場合）	1／3	[ 1／3 ]	[ 1／3 ]
児童厚生施設（都道府県が設置する場合）	1／3	[ 2／3 ]	[ - ]
児童厚生施設以外（市町村が設置する場合）	1／2	[ - ]	[ 1／2 ]
児童厚生施設以外（都道府県が設置する場合）	1／2	[ 1／2 ]	[ - ]

注 [ ] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道 府県	市 町村	設置 主体
児童厚生施設 (市町村が設置主体に補助する場合)	1／3	[ - ]	[ 1／3 ]	[ 1／3 ]
児童厚生施設 (都道府県が設置主体に補助する場合)	1／3	[ 1／3 ]	[ - ]	[ 1／3 ]
児童厚生施設以外 (市町村が設置主体に補助する場合)	1／2	[ - ]	[ 1／4 ]	[ 1／4 ]
障害児施設等 (都道府県が設置主体に補助する場合)	1／2	1／4	-	1／4
児童厚生施設及び障害児施設等以外 (都道府県が設置主体に補助する場合)	1／2	[ 1／4 ]	[ - ]	[ 1／4 ]

注 [ ] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

別表 1-4

交付要綱の9（国の財政上の特別措置）に基づく整備

## ①沖縄振興計画に基づく事業として行う場合

## 1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	国	都道 府県	市 町村
市町村が設置する場合 ・乳児院	2／3	[ - ]	[ 1／3 ]
都道府県が設置する場合 ・乳児院	2／3	[ 1／3 ]	[ - ]
市町村が設置する場合 ・助産施設 ・母子生活支援施設	3／4	[ - ]	[ 1／4 ]
都道府県が設置する場合 ・助産施設 ・母子生活支援施設	3／4	[ 1／4 ]	[ - ]

注 [ ] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

## 2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道 府県	市 町村	設置 主体
市町村が補助する場合 ・乳児院	2／3	[ - ]	[ 1／12 ]	[ 1／4 ]
都道府県が補助する場合 ・乳児院	2／3	[ 1／12 ]	[ - ]	[ 1／4 ]
都道府県が補助する場合 ・障害児入所施設（主として、知的障害のある児童を入所させるものに限る。）	2／3	1 / 6	-	1 / 6
市町村が補助する場合 ・助産施設 ・母子生活支援施設	3／4	[ - ]	[ 1／8 ]	[ 1／8 ]

都道府県が補助する場合 ・助産施設 ・母子生活支援施設	3／4	[ 1／8 ]	( - )	[ 1／8 ]
都道府県が補助する場合 ・障害児入所施設 (主として、重症心身障害児（児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう）を入所させる施設に限る。)	4／5	1／10	-	1／10

注 [ ] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

- ② 地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合

#### 1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	国	都道 府県	市 町村
市町村が設置する場合 ・乳児院 ・児童心理治療施設	2／3	( - )	[ 1／3 ]
都道府県が設置する場合 ・乳児院 ・児童心理治療施設	2／3	[ 1／3 ]	( - )

注 [ ] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

## 2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道府県	市町村	設置主体
市町村が補助する場合 ・乳児院 ・児童心理治療施設	2／3	[ - ]	[ 1／12 ]	[ 1／4 ]
都道府県が補助する場合 ・乳児院 ・児童心理治療施設	2／3	[ 1／12 ]	[ - ]	[ 1／4 ]
都道府県が補助する場合 ・障害児入所施設	2／3	1／6	-	1／6

注 [ ] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

## ③ 津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合

### 1. 施設の設置主体が都道府県又は市町村の場合

区分	国	都道府県	市町村
市町村が設置する場合 ・児童福祉施設等（児童家庭支援センター、職員養成施設、里親支援センター、その他施設を除く）	2／3	[ - ]	[ 1／3 ]
都道府県が設置する場合 ・児童福祉施設等（児童家庭支援センター、職員養成施設、里親支援センター、その他施設を除く）	2／3	[ 1／3 ]	[ - ]

注 [ ] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

## 2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道 府県	市 町村	設置 主体
市町村が補助する場合 ・児童福祉施設等（児童家庭支援センター、里親支援センター、職員養成施設、その他施設を除く）	2／3	[ - ]	[1／12]	[ 1／4 ]
都道府県が補助する場合 ・児童福祉施設等（児童家庭支援センター、里親支援センター、職員養成施設、その他施設を除く）	2／3	[1／12]	[ - ]	[ 1／4 ]
都道府県が補助する場合 ・障害児施設等の場合	2／3	1 / 6	-	1 / 6

注 [ ] 内は国の想定している割合を参考として掲記。

ただし、国以外の負担割合は都道府県又は市町村の実情に応じて設定して差し支えない。

## ④ 公害防止対策事業として行う場合

区分	国	都道 府県	市 町村	設置 主体
障害児施設等	5.5／10	2.5／10	-	1／5

別表2

## ■交付要綱8に掲げる事業（児童福祉施設等）

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	7,062
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,676
初度設備相当加算	1人当たり	61
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	517
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	1,034
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	1,551
心理療法室整備加算	1施設当たり	19,135
助産施設本体	1人当たり	3,735
初度設備相当加算	1人当たり	411
乳児院本体	1人当たり	2,356
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	61
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	28
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	2,297
心理療法室整備加算	1施設当たり	19,135
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	648
初度設備相当加算	1人当たり	53
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	565
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	813
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,676
乳児院本体（交付要綱8（1）に該当する場合）	1人当たり	3,142
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	81
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	37
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	3,063
心理療法室整備加算	1施設当たり	25,513
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	864
初度設備相当加算	1人当たり	70
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	754
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,084
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,901

母子生活支援施設本体	1世帯当たり	8,530
初度設備相当加算	1世帯当たり	61
心理療法室整備加算	1施設当たり	19,135
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	4,689
初度設備相当加算	1世帯当たり	53
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	813
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,166
初度設備相当加算	1人当たり	16
	単位	交付基礎点数
児童厚生施設本体		
小型児童館 (217.6m <sup>2</sup> 以上)	1施設当たり	15,666
初度設備相当加算	1施設当たり	1,239
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	3,320
小型児童館（交付要綱8（3）に該当する場合） (217.6m <sup>2</sup> 以上)	1施設当たり	23,499
初度設備相当加算	1施設当たり	1,859
小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2m <sup>2</sup> 以上)	1施設当たり	11,999
初度設備相当加算	1施設当たり	1,239
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	3,320
小型児童館（交付要綱8（3）に該当する場合） (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2m <sup>2</sup> 以上)	1施設当たり	17,999
初度設備相当加算	1施設当たり	1,859
児童センター (336.6m <sup>2</sup> 以上)	1施設当たり	23,600
初度設備相当加算	1施設当たり	1,239
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	3,320
児童センター（交付要綱8（3）に該当する場合） (336.6m <sup>2</sup> 以上)	1施設当たり	35,401
初度設備相当加算	1施設当たり	1,859
大型児童センター (500m <sup>2</sup> 以上)	1施設当たり	31,488
初度設備相当加算	1施設当たり	2,243
移動型児童館用車両	1施設当たり	1,851

大型児童センター（交付要綱8（3）に該当する場合） (500m <sup>2</sup> 以上)	1施設当たり	47,232
初度設備相当加算	1施設当たり	3,365
移動型児童館用車両	1施設当たり	2,776
児童養護施設本体	1人当たり	3,605
初度設備相当加算	1人当たり	61
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	5,596
心理療法室整備加算	1施設当たり	19,135
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,319
初度設備相当加算	1人当たり	53
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	813
乳児を受け入れるためのほふく室又は養育室等を整備する場合	1人当たり	212
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,676
児童養護施設本体（交付要綱8（1）に該当する場合	1人当たり	4,807
初度設備相当加算	1人当たり	81
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	7,462
心理療法室整備加算	1施設当たり	25,513
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,759
初度設備相当加算	1人当たり	70
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,084
乳児を受け入れるためのほふく室又は養育室等を整備する場合	1人当たり	282
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,901
児童心理治療施設本体	1人当たり	4,265
初度設備相当加算	1人当たり	61
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	5,172
心理療法室整備加算	1施設当たり	29,409
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,676
通所部門整備加算	1人当たり	1,779
初度設備相当加算	1人当たり	50

	単位	交付基礎点数
児童自立支援施設本体	1人当たり	5,066
初度設備相当加算	1人当たり	61
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	5,962
心理療法室整備加算	1施設当たり	19,135
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,676
通所部門整備加算	1人当たり	1,779
初度設備相当加算	1人当たり	50
児童家庭支援センター本体	1施設当たり	11,617
里親支援センター本体	1施設当たり	11,617
職員養成施設本体	1人当たり	1,979
初度設備相当加算	1人当たり	61
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	5,125
初度設備相当加算	1人当たり	61
児童自立生活援助事業所	1人当たり	4,677
初度設備相当加算	1人当たり	61
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	9,496
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	9,496
一時預かり事業所	1施設当たり	9,496
子育て短期支援事業所	1人当たり	5,125
初度設備相当加算	1人当たり	61
社会的養護自立支援拠点事業所	1施設当たり	9,496
初度設備相当加算	1世帯当たり	53
居室等整備加算	1世帯当たり	4,689
妊産婦等生活援助事業所	1施設当たり	9,496
初度設備相当加算	1世帯当たり	53
居室等整備加算	1世帯当たり	4,689
児童育成支援拠点事業所	1施設当たり	9,496
こども家庭センター	1施設当たり	9,496
利用者支援事業所	1施設当たり	9,496
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	11,617
産後ケア事業を行う施設 (創設、増築、増改築整備事業を行う場合)	1施設当たり	14,382
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	9,496

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいざれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1（児童厚生施設（令和5年12月19日こ成事第568号こども家庭庁成育局長通知「児童厚生施設における「子どもの居場所」としての機能強化を図るための整備について」により整備を行う場合は除く。）については3分の1）以内でこども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（こ成事第433号令和5年8月22日）によるものとする。（小数点以下切捨て）
- 4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 A型児童館、B型児童館及びB型児童館でA型児童館と併設する場合は、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。
- 6 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 7 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算（一人当たり）の交付基礎点数を適用する。
- 8 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号通知）」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 9 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
- 10 個別対応加算Ⅰ～Ⅲの取扱いについては、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」（こ成事第438号令和5年8月22日）によるものとする。

## ■交付要綱8（4）に掲げる事業（障害児施設等）

(1施設あたり)

事業（施設）の種類		交付基礎点数		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人以下	都市部	72,751
			標準	69,287
		21人～40人	都市部	146,106
			標準	139,148
		41人～60人	都市部	243,585
			標準	231,986
		61人～80人	都市部	342,798
			標準	326,475
		81人～100人	都市部	441,107
			標準	420,102
		101人～120人	都市部	539,265
			標準	513,585
		121人以上	都市部	637,498
			標準	607,141
		訓練事業等整備加算	都市部	30,835
			標準	29,366
		大規模訓練設備等整備加算	都市部	101,550
			標準	96,715
		短期入所整備加算	都市部	8,368
			標準	7,970
		発達障害者支援センター整備加算	都市部	9,725
			標準	9,262
		障害児相談支援整備加算	都市部	6,951
			標準	6,620
		居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	4,629
			標準	4,409
		小規模グループケア整備加算	都市部	14,927
			標準	14,216
		避難スペース整備加算	都市部	26,839
			標準	25,561
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 20人以下	都市部	40,032
			標準	38,126
		21人～40人	都市部	80,592
			標準	76,754
		41人～60人	都市部	134,571
			標準	128,163
		61人～80人	都市部	189,078
			標準	180,074
		81人～100人	都市部	243,585
			標準	231,986
		101人～120人	都市部	297,414
			標準	283,251
		121人以上	都市部	352,071
			標準	335,306

訓練事業等整備加算	都市部	30,835
	標準	29,366
大規模訓練設備等整備加算	都市部	101,550
	標準	96,715
短期入所整備加算	都市部	8,368
	標準	7,970
発達障害者支援センター整備加算	都市部	9,725
	標準	9,262
障害児相談支援整備加算	都市部	6,951
	標準	6,620
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	4,629
	標準	4,409
避難スペース整備加算	都市部	26,839
	標準	25,561
増築整備（既存施設の現在定員の増員）	都市部	20,054
	標準	19,099
障害児相談支援（各事業のみの整備の場合）	都市部	6,951
	標準	6,620
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（各事業のみの整備の場合）	都市部	4,629
	標準	4,409
避難スペース整備（避難スペースのみの整備の場合）	都市部	26,839
	標準	25,561

(注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」

(ニ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増算後単価であること。

2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

■交付基礎点数表（沖縄振興計画に基づく事業として行う場合（児童福祉施設等））

	単位	交付基礎点数
助産施設本体	1人当たり	5,602
初度設備相当加算	1人当たり	616
乳児院本体	1人当たり	3,142
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	81
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	37
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	3,063
心理療法室整備加算	1施設当たり	25,513
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	864
初度設備相当加算	1人当たり	70
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	754
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,084
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,901
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	12,796
初度設備相当加算	1世帯当たり	91
心理療法室整備加算	1施設当たり	28,702
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	7,034
初度設備相当加算	1世帯当たり	79
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,219
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,749
初度設備相当加算	1人当たり	24

- (注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内でこども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。  
 2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（こ成事第433号令和5年8月22日）によるものとする。（小数点以下切捨て）  
 3 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。  
 4 乳児院及び母子生活支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算（一人当たり）の交付基礎点数を適用する。  
 5 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号通知）」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。  
 6 前年度から継続を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。  
 7 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島に所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）

■交付基礎点数表（沖縄振興計画に基づく事業として行う場合（障害児施設等））

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数		
障害児入所施設 (主として知的障害のある児童を入所させるものに限る。)	本体	利用定員 20人 以下	都市部	96,982	
			標準	92,364	
		21人～40人	都市部	194,868	
			標準	185,589	
		41人～60人	都市部	324,780	
			標準	309,314	
		61人～80人	都市部	457,044	
			標準	435,280	
		81人～100人	都市部	588,132	
			標準	560,126	
		101人～120人	都市部	719,040	
			標準	684,800	
		121人以上	都市部	849,947	
			標準	809,473	
訓練事業等整備加算			都市部	41,163	
			標準	39,203	
大規模生産設備等整備加算			都市部	135,431	
			標準	128,982	
短期入所整備加算			都市部	11,218	
			標準	10,684	
発達障害者支援センター整備加算			都市部	13,027	
			標準	12,407	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、 障害児相談支援整備加算			都市部	9,228	
			標準	8,788	
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育 所等訪問支援整備加算			都市部	6,170	
			標準	5,876	
小規模グループケア整備加算			都市部	19,903	
			標準	18,955	
避難スペース整備加算			都市部	35,735	
			標準	34,033	
障害児入所施設 (主として重症心身障害児 (児童福祉法第7条第2項に 規定する重症心身障害児を いう。以下同じ)を入所さ せるものに限る。)	本体	利用定員 20人 以下	都市部	104,762	
			標準	99,773	
		21人～40人	都市部	210,429	
			標準	200,408	
		41人～60人	都市部	350,835	
			標準	334,128	
		61人～80人	都市部	493,593	
			標準	470,089	
81人～100人			都市部	635,176	
			標準	604,929	
101人～120人			都市部	776,577	
			標準	739,597	
121人以上			都市部	917,979	
			標準	874,266	

訓練事業等整備加算	都市部	44,420
	標準	42,305
大規模訓練設備等整備加算	都市部	146,287
	標準	139,321
短期入所整備加算	都市部	12,123
	標準	11,545
障害児相談支援整備加算	都市部	9,951
	標準	9,478
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,667
	標準	6,350
小規模グループケア整備加算	都市部	21,441
	標準	20,420
避難スペース整備加算	都市部	38,630
	標準	36,790
増築整備（既存施設の現在定員の増員）	都市部	26,688
	標準	25,417

(注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」

(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増算後の単価であること。

2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

■交付基礎点数表（地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合（児童福祉施設等））

	単位	交付基礎点数
乳児院本体	1人当たり	3,142
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	81
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	37
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	3,063
心理療法室整備加算	1施設当たり	25,513
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	864
初度設備相当加算	1人当たり	70
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	754
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,084
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,901
児童心理治療施設本体	1人当たり	5,687
初度設備相当加算	1人当たり	81
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	6,896
心理療法室整備加算	1施設当たり	39,212
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,901
通所部門整備加算	1人当たり	2,372
初度設備相当加算	1人当たり	67

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内でこども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（令和5年8月22日）によるものとする。（小数点以下切捨て）
- 4 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号通知）」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 5 乳児院、児童心理治療施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には当該本体及び初度設備相当加算（一人当たり）の交付基礎点数を適用する。
- 6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表（地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合（障害児施設等））

事業（施設）の種類			(1施設あたり)	
			交付基礎点数	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	96,982
			標準	92,364
		21人～40人	都市部	194,868
			標準	185,589
		41人～60人	都市部	324,780
			標準	309,314
		61人～80人	都市部	457,044
			標準	435,280
		81人～100人	都市部	588,132
			標準	560,126
		101人～120人	都市部	719,040
			標準	684,800
		121人以上	都市部	849,947
			標準	809,473
		訓練事業等整備加算	都市部	41,163
			標準	39,203
		大規模訓練設備等整備加算	都市部	135,431
			標準	128,982
		短期入所整備加算	都市部	11,218
			標準	10,684
		発達障害者支援センター整備加算	都市部	13,027
			標準	12,407
		障害児相談支援整備加算	都市部	9,228
			標準	8,788
		居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,170
			標準	5,876
		小規模グループケア整備加算	都市部	19,903
			標準	18,955
		避難スペース整備加算	都市部	35,735
			標準	34,033

(注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」

(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増算後の単価であること。

2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

4 木造施設の改築として行う場合に限る。

■交付基礎点数表（津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合（児童福祉施設等））

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	9,323
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,852
初度設備相当加算	1人当たり	80
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	682
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	1,364
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	2,046
心理療法室整備加算	1施設当たり	25,258
助産施設本体	1人当たり	4,930
初度設備相当加算	1人当たり	542
乳児院本体	1人当たり	3,110
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	80
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	37
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	3,032
心理療法室整備加算	1施設当たり	25,258
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	855
初度設備相当加算	1人当たり	69
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	746
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,073
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,852
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	11,260
初度設備相当加算	1世帯当たり	80
心理療法室整備加算	1施設当たり	25,258
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	6,190
初度設備相当加算	1世帯当たり	69
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,073
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,539
初度設備相当加算	1人当たり	21

	単位	交付基礎点数
児童厚生施設本体		
小型児童館 (217.6m <sup>2</sup> 以上)	1施設当たり	31,019
初度設備相当加算	1施設当たり	2,454
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	6,574
小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2m <sup>2</sup> 以上)	1施設当たり	23,759
初度設備相当加算	1施設当たり	2,454
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	6,574
児童センター (336.6m <sup>2</sup> 以上)	1施設当たり	46,729
初度設備相当加算	1施設当たり	2,454
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	6,574
大型児童センター (500m <sup>2</sup> 以上)	1施設当たり	62,346
初度設備相当加算	1施設当たり	4,441
移動型児童館用車両	1施設当たり	5,497
児童養護施設本体	1人当たり	4,759
初度設備相当加算	1人当たり	80
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	7,387
心理療法室整備加算	1施設当たり	25,258
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,741
初度設備相当加算	1人当たり	69
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,073
乳児を受け入れるためのほふく室又は養育室等を整備する場合	1人当たり	279
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,852
児童心理治療施設本体	1人当たり	5,630
初度設備相当加算	1人当たり	80
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	6,827
心理療法室整備加算	1施設当たり	38,820
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,852
通所部門整備加算	1人当たり	2,348
初度設備相当加算	1人当たり	66

	単位	交付基礎点数
児童自立支援施設本体	1人当たり	6,687
初度設備相当加算	1人当たり	80
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	7,869
心理療法室整備加算	1施設当たり	25,258
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,852
通所部門整備加算	1人当たり	2,348
初度設備相当加算	1人当たり	66
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	6,765
初度設備相当加算	1人当たり	80
児童自立生活援助事業所	1人当たり	6,174
初度設備相当加算	1人当たり	80
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	12,535
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	12,535
一時預かり事業所	1施設当たり	12,535
子育て短期支援事業所	1人当たり	6,765
初度設備相当加算	1人当たり	80
社会的養護自立支援拠点事業所	1施設当たり	12,535
初度設備相当加算	1世帯当たり	69
居室等整備加算	1世帯当たり	6,190
妊産婦等生活援助事業所	1施設当たり	12,535
初度設備相当加算	1世帯当たり	69
居室等整備加算	1世帯当たり	6,190
児童育成支援拠点事業所	1施設当たり	12,535
こども家庭センター	1施設当たり	12,535
利用者支援事業所	1施設当たり	12,535
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	15,335
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	12,535

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内でこども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（こ成事第433号令和5年8月22日）によるものとする。（小数点以下切捨て）
- 4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 A型児童館、B型児童館及びB型児童館でA型児童館と併設する場合は、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。
- 6 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 7 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算（一人当たり）の交付基礎点数を適用する。
- 8 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号通知）」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 9 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
- 10 個別対応加算Ⅰ～Ⅲの取扱いについては、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」（こ成事第438号令和5年8月22日）によるものとする。

■交付基礎点数表（津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合（障害児施設等））

(1施設あたり)

事業（施設）の種類		交付基礎点数		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	193,978
			標準	184,741
		41人～60人	都市部	323,122
			標準	307,735
		61人～80人	都市部	454,602
			標準	432,954
		81人～100人	都市部	584,876
			標準	557,024
		101人～120人	都市部	715,300
			標準	681,238
		121人以上	都市部	845,423
			標準	805,165
		訓練事業等整備加算	都市部	40,861
			標準	38,916
		短期入所整備加算	都市部	9,273
			標準	8,831
		発達障害者支援センター整備加算	都市部	12,816
			標準	12,206
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 40人以下	都市部	107,431
			標準	102,315
		41人～60人	都市部	178,900
			標準	170,381
		61人～80人	都市部	251,426
			標準	239,453
		81人～100人	都市部	324,102
			標準	308,668
		101人～120人	都市部	395,722
			標準	376,878
		121人以上	都市部	468,247
			標準	445,950
		訓練事業等整備加算	都市部	40,786
			標準	38,844
		短期入所整備加算	都市部	11,158
			標準	10,626
		発達障害者支援センター整備加算	都市部	12,816
			標準	12,206

(注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」  
(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増算後の単価であること。

2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

■公害防止対策事業として行う場合（障害児施設等）

(1施設あたり)

事業（施設）の種類		交付基礎点数	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部 82,058 標準 76,191
		21人～40人	都市部 164,913 標準 153,122
			都市部 274,881 標準 255,229
		61人～80人	都市部 386,764 標準 359,112
			都市部 497,689 標準 462,107
		101人～120人	都市部 608,455 標準 564,954
			都市部 719,301 標準 667,875
		訓練事業等整備加算	都市部 34,769 標準 32,283
		大規模訓練設備等整備加算	都市部 114,594 標準 106,401
		短期入所整備加算	都市部 9,490 標準 8,811
		発達障害者支援センター整備加算	都市部 11,005 標準 10,218
		障害児相談支援整備加算	都市部 7,847 標準 7,286
		居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部 5,223 標準 4,850
		小規模グループケア整備加算	都市部 16,826 標準 15,623
		避難スペース整備加算	都市部 30,303 標準 28,137

福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター	本体	利用定員 20人 以下	都市部	45,136
			標準	41,909
		21人 ~ 40人	都市部	90,909
			標準	84,410
		41人 ~ 60人	都市部	151,835
			標準	140,979
		61人 ~ 80人	都市部	213,318
			標準	198,067
		81人 ~ 100人	都市部	274,881
			標準	255,229
		101人 ~ 120人	都市部	335,567
			標準	311,576
		121人 以上	都市部	397,210
			標準	368,812
訓練事業等整備加算		都市部	34,769	
		標準	32,283	
大規模訓練設備等整備加算		都市部	114,594	
		標準	106,401	
短期入所整備加算		都市部	9,490	
		標準	8,811	
発達障害者支援センター整備加算		都市部	11,005	
		標準	10,218	
障害児相談支援整備加算		都市部	7,847	
		標準	7,286	
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	5,223	
		標準	4,850	
避難スペース整備加算		都市部	30,303	
		標準	28,137	

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」（こ成事第432号令和5年8月22日）により、都市部特例割増算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

■解体撤去交付基礎点数

	単位	標	準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	交付要綱8(1)に該当する事業の場合	交付要綱8(2)に該当する事業の場合	公害防止対策事業として行う場合	交付要綱8(3)に該当する事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	120	-	-	158	-	-	-	-	-
助産施設	1人当たり	194	291	-	256	-	-	-	-	-
乳児院	1人当たり	113	150	150	149	150	-	-	-	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	414	622	-	547	-	-	-	-	-
児童厚生施設本体										
小型児童館	1施設当たり	827	-	-	1,637	-	-	-	1,240	
児童センター	1施設当たり	1,245	-	-	2,465	-	-	-	1,868	
大型児童センター	1施設当たり	1,664	-	-	3,296	-	-	-	2,497	
児童養護施設	1人当たり	175	-	-	231	234	-	-	-	-
児童心理治療施設本体	1人当たり	201	-	268	265	-	-	-	-	-
児童自立支援施設	1人当たり	253	-	-	334	-	-	-	-	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	590	-	-	-	-	-	-	-	-
里親支援センター	1施設当たり	590	-	-	-	-	-	-	-	-
職員養成施設	1人当たり	106	-	-	-	-	-	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	443	-	-	584	-	-	-	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	394	-	-	521	-	-	-	-	-
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	540	-	-	713	-	-	-	-	-
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	540	-	-	713	-	-	-	-	-
一時預かり事業所	1施設当たり	540	-	-	713	-	-	-	-	-
子育て短期支援事業所	1人当たり	540	-	-	713	-	-	-	-	-
社会的養護自立支援拠点事業所	1施設当たり	540	-	-	713	-	-	-	-	-
妊娠婦等生活援助事業所	1施設当たり	540	-	-	713	-	-	-	-	-
児童育成支援拠点事業所	1世帯当たり	540	-	-	713	-	-	-	-	-
こども家庭センター	1世帯当たり	540	-	-	713	-	-	-	-	-
利用者支援事業所	1施設当たり	540	-	-	713	-	-	-	-	-
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	590	-	-	779	-	787	-	-	-
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	540	-	-	713	-	-	-	-	-
障害児入所施設	1施設当たり	8,688	17,663 15,509	11,632	11,560	-	-	9,552	-	
障害児入所施設（都市部）	1施設当たり	9,122	18,546 16,284	12,213	12,138	-	-	10,029	-	
障害児施設（障害児入所施設を除く）	1施設当たり	4,365	15,509	5,816	5,600	-	-	4,798	-	
障害児施設（障害児入所施設を除く） (都市部)	1施設当たり	4,584	16,284	6,107	5,880	-	-	5,038	-	

(注) 1 特別豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第1条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨）

2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

3 A型児童館及びB型児童館については、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。

4 障害児入所施設における沖縄振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

■仮設施設整備工事費交付基礎点数表

	単位	標準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	交付要綱8(1)に該当する事業の場合	交付要綱8(2)に該当する事業の場合	公害防止対策事業として行う場合	交付要綱8(3)に該当する事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	216	-	-	286	-	-	-	-
助産施設	1人当たり	364	546	-	480	-	-	-	-
乳児院	1人当たり	201	302	268	265	268	-	-	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	752	1,129	-	993	-	-	-	-
児童厚生施設本体									
小型児童館	1施設当たり	1,234	-	-	2,444	-	-	-	1,994
児童センター	1施設当たり	1,860	-	-	3,683	-	-	-	3,005
大型児童センター	1施設当たり	2,484	-	-	4,920	-	-	-	4,014
児童養護施設	1人当たり	313	-	-	413	417	-	-	-
児童心理治療施設本体	1人当たり	379	-	505	500	-	-	-	-
児童自立支援施設	1人当たり	446	-	-	589	-	-	-	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	1,049	-	-	-	-	-	-	-
里親支援センター	1施設当たり	1,049	-	-	-	-	-	-	-
職員養成施設	1人当たり	194	-	-	-	-	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	1,846	-	-	2,437	-	-	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	1,638	-	-	2,163	-	-	-	-
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	959	-	-	1,266	-	-	-	-
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	959	-	-	1,266	-	-	-	-
一時預かり事業所	1施設当たり	959	-	-	1,266	-	-	-	-
子育て短期支援事業所	1人当たり	1,846	-	-	2,437	-	-	-	-
社会的養護自立支援拠点事業所	1施設当たり	959	-	-	1,266	-	-	-	-
妊娠婦等生活援助事業所	1施設当たり	959	-	-	1,266	-	-	-	-
児童育成支援拠点事業所	1世帯当たり	959	-	-	1,266	-	-	-	-
こども家庭センター	1世帯当たり	959	-	-	1,266	-	-	-	-
利用者支援事業所	1施設当たり	959	-	-	1,266	-	-	-	-
産後ケア事業を行う施設	1施設当たり	1,049	-	-	1,385	-	1,399	-	-
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	959	-	-	1,266	-	-	-	-
障害児入所施設	1施設当たり	15,940	22,919 21,195 21,195	21,195	21,109	-	-	17,474	-
障害児入所施設（都市部）	1施設当たり	16,737	22,320 20,640	20,640	20,600	-	-	17,050	-
障害児施設（障害児入所施設を除く）	1施設当たり	7,611	10,167	10,167	10,052	-	-	8,367	-
障害児施設（障害児入所施設を除く）（都市部）	1施設当たり	7,991	10,675	10,675	10,555	-	-	8,785	-

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨）

2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

3 A型児童館及びB型児童館については、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。

4 障害児入所施設における沖縄振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

■積雪寒冷地域体育施設 交付基礎点数表

	標 準	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設	37,810	-
児童心理治療施設	-	50,418

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■地域交流スペース 交付基礎点数表

	地域交流スペース	防災拠点型
本体点数（子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、児童育成支援拠点事業所、こども家庭センター、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設及び市区町村子ども家庭総合支援拠点以外）	14,645	19,523
初度設備相当加算	796	2,082
本体点数（子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、児童育成支援拠点事業所、こども家庭センター、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設及び市区町村子ども家庭総合支援拠点）	6,610	

(注) 1 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

2 子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、児童育成支援拠点事業所、こども家庭センター、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設及び市区町村子ども家庭総合支援拠点については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（こ成第435号令和5年8月22日）の「I 地域に密着した独自の事業を実施するための地域スペースの整備」に準じて行うものとする。

■余裕教室活用促進事業 交付基礎点数表

	余裕教室活用促進事業	
	(児童厚生施設以外を整備する場合)	(児童厚生施設を整備する場合)
本体点数	19,523	13,019
初度設備相当加算	3,475	2,315

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■スプリンクラー設備工事費 交付基礎点数表

スプリンクラー設備 (既存施設における整備事業)		
基準点数 (1 m <sup>2</sup> 当たり)	乳児院	10
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	1,879
	障害児入所施設	15
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	2,218
	障害児入所施設 (延べ床面積1,000m <sup>2</sup> 以上の平屋建て)	29
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	2,218
障害児入所施設、児童厚生施設及び乳児院以外の児童福祉施設		7
児童厚生施設		4

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

■屋内消火栓設備 交付基礎点数表

屋内消火栓設備 (既存施設における整備事業)		
基準点数	屋内消火栓設備 (児童福祉施設等)	
	基本点数	3,048
	m <sup>2</sup> 当たり加算	1
	屋内消火栓箱設置数による加算	157
	パッケージ型消火栓設備 (1個あたり)	235
	屋内消火栓設備 (障害児施設等)	
	基本点数	359
	m <sup>2</sup> 当たり加算	1
	屋内消火栓箱設置数による加算	185
	パッケージ型消火栓設備 (1個あたり)	278

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

■自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 交付基礎点数表

自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 (既存施設における整備事業)	
基準点数 (1施設あたり)	121

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

■特殊附帯工事 交付基礎点数

	標準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	交付要綱8(1)に該当する事業の場合	交付要綱8(2)に該当する事業の場合	交付要綱8(3)に該当する事業の場合
標準 (児童厚生施設、児童育成支援拠点事業所、子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、妊娠婦等生活援助事業所、こども家庭センター、利用者支援事業所、市区町村子ども家庭総合支援拠点以外)	9,390	-	-	-	-	-	-
児童厚生施設	6,233	-	-	12,341	-	-	10,069
児童育成支援拠点事業所	9,049	-	-	11,944	-	-	-
子育て支援のための拠点施設	9,049	-	-	11,944	-	-	-
地域子育て支援拠点事業所	9,049	-	-	11,944	-	-	-
一時預かり事業所	9,049	-	-	11,944	-	-	-
社会的養護自立支援拠点事業所	9,049	-	-	11,944	-	-	-
妊娠婦等生活援助事業所	9,049	-	-	11,944	-	-	-
こども家庭センター	9,049	-	-	11,944	-	-	-
利用者支援事業所	9,049	-	-	11,944	-	-	-
市区町村子ども家庭総合支援拠点	9,049	-	-	11,944	-	-	-
乳児院	-	12,521	-	-	-	-	-
助産施設、母子生活支援施設	-	14,086	-	-	-	-	-
乳児院、児童心理治療施設	-	-	12,521	-	-	-	-
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、子育て短期支援事業所、産後ケア事業を行う施設、	-	-	-	12,395	-	-	-
乳児院、児童養護施設	-	-	-	-	12,521	-	-
産後ケア事業を行う施設	-	-	-	-	-	12,521	-
福祉型障害児入所施設（主として知的障害のある児童及び肢体不自由のある児童を入所させるものに限る）、医療型障害児入所施設（主として肢体不自由のある児童及び重症心身障害児）	9,118	-	-	-	-	-	-

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■定期借地権設定のための一時金加算

	単価（1施設あたり）
乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、小規模住居型児童養育事業所、児童自立生活援助事業所、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所	児童福祉施設等の設置に必要な土地について、当該施設等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額）の2分の1に別添1-4に定める国の負担割合を乗じた額を1,000で除して得た交付基礎点数（小数点以下は切り捨て）

別表3

算 定 基 準  
( そ の 他 施 設 )

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	<p>次に掲げる点数とし、改築及び大規模修繕等の工事費については、こども家庭庁長官が必要と認めた点数とする。</p> <p>こども家庭庁長官が必要と認めた面積</p> <p>鉄筋 こども家庭庁長官が必要と認めた点数</p> <p>ブロック こども家庭庁長官が必要と認めた点数</p> <p>木造 こども家庭庁長官が必要と認めた点数</p>	<p>施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p>	別表1－4のとおり
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	こども家庭庁長官が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	

別表4

## 算 定 基 準

(余裕教室活用促進事業)

1 区分	2 基準	3 対象経費	4 負担割合
施設整備	余裕教室を児童福祉施設等に改築する場合は、別表2に掲げる交付基礎点数とする。	(1) 余裕教室を社会福祉施設等に改築（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）するために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費  (2) 暖房設備工事費 暖房設備に必要な工事費又は工事請負費  (3) 冷房設備工事費 冷房設備に必要な工事費又は工事請負費  (4) 冷暖房設備工事費 冷暖房設備に必要な工事費又は工事請負費  (5) 净化槽設備工事費 净化槽設備に必要な工事費又は工事請負費	別表1－4 のとおり

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された算定基準を適用する。

別表5

## 算 定 基 準

(耐震化等整備事業)

増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	<p>ア 定員 1人当たり交付基礎点数を適用する場合</p> <p>(ア) 別表 6 に掲げる定員 1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>(イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表 6 に掲げる定員 1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>(ウ) 地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合には別表 6 に掲げる定員 1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>(エ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合には別表 6 に掲げる定員 1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>イ 1世帯当たり交付基礎点数を適用する場合</p> <p>(ア) 別表 6 に掲げる 1世帯当たり交付基礎点数に定員（世帯）を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>(イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表 6 に掲げる 1世帯当たり交付基礎点数に定員（世帯）を乗じて得たものを基準とする。</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（7に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>	別表 1－4 の とおり

	<p>ウ 一部改築      「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算出方法の取扱いについて」(こ成事第433号令和5年8月22日)により算出されたものを基準とする。</p> <p>エ 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記に定める方法により算定されたものに対して0.08を乗じて得たものを加算する。</p>	
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	別表6に掲げる1単位当たり交付基礎点数を基準とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された算定基準を適用する。

別表6 耐震化等整備事業

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	8,033
助産施設本体	1人当たり	5,266
乳児院本体	1人当たり	4,324
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	13,196
児童養護施設本体	1人当たり	5,408
児童心理治療施設本体	1人当たり	6,987
通所部門整備加算	1人当たり	2,415
児童自立支援施設本体	1人当たり	7,658
通所部門整備加算	1人当たり	2,415

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）

2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表（沖縄振興計画に基づく事業として行う場合）

	単位	交付基礎点数
助産施設本体	1人当たり	7,900
乳児院本体	1人当たり	5,765
母子生活支援施設本体	1人当たり	19,794

(注) 1 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

2 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島に所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）

■交付基礎点数表（地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合）

	単位	交付基礎点数
乳児院本体	1人当たり	5,765
児童心理治療施設本体	1人当たり	10,211
通所部門整備加算	1人当たり	3,220

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）

2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

## 耐震化等整備事業

(1 施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	199,044	
			標準	184,813	
		41人 ~ 60人	都市部	331,508	
			標準	307,807	
		61人 ~ 80人	都市部	466,369	
			標準	433,026	
		81人 ~ 100人	都市部	599,915	
			標準	557,024	
		101人 ~ 120人	都市部	733,771	
			標準	681,310	
		121人 ~	都市部	867,240	
			標準	805,237	
訓練事業等整備加算			都市部	41,989	
			標準	38,987	
短期入所整備加算			都市部	9,511	
			標準	8,831	
発達障害者支援センター整備加算			都市部	13,146	
			標準	12,206	

(注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」

(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増算後の単価であること。

2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

4 障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

(地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

(1 施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部 標準
		41人 ~ 60人	都市部 標準
		61人 ~ 80人	都市部 標準
		81人 ~ 100人	都市部 標準
		101人 ~ 120人	都市部 標準
		121人 以上	都市部 標準
		訓練事業等整備加算	都市部 標準
		短期入所整備加算	都市部 標準
		発達障害者支援センター整備加算	都市部 標準
			1,156,310 1,073,640

(注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」

(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増算後の単価であること。

2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

4 木造の障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

(1 施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部 265,392 標準 246,418
		41人 ~ 60人	都市部 442,072 標準 410,466
		61人 ~ 80人	都市部 621,815 標準 577,358
		81人 ~ 100人	都市部 799,887 標準 742,699
		101人 ~ 120人	都市部 978,423 標準 908,471
		121人 ~	都市部 1,156,310 標準 1,073,640
		訓練事業等整備加算	都市部 56,048 標準 52,041
		短期入所整備加算	都市部 12,620 標準 11,718
		発達障害者支援センター整備加算	都市部 17,538 標準 16,284

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 4 障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

## ■公害防止対策事業として耐震化等整備を行う場合

(1 施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部 218,900 標準 203,250
		41人～60人	都市部 364,674 標準 338,602
			都市部 513,000 標準 476,323
		81人～100人	都市部 659,971 標準 612,786
			都市部 807,180 標準 749,471
		101人～120人	都市部 953,991 標準 885,785
			都市部 46,252 標準 42,945
		短期入所整備加算	都市部 10,447 標準 9,700
			都市部 14,434 標準 13,402
		発達障害者支援センター整備加算	

(注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」

(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増算後の単価であること。

2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

■解体撤去交付基礎点数表

	単位	標準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	公害防止対策事業として行う場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	156	-	-	-
助産施設	1人当たり	256	385	-	-
乳児院	1人当たり	150	201	201	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	549	823	-	-
児童養護施設	1人当たり	229	-	-	-
児童心理治療施設	1人当たり	263	-	351	-
児童自立支援施設	1人当たり	328	-	-	-
障害児入所施設	1施設当たり	11,632	17,663 15,509	15,509	12,736
障害児入所施設（都市部）	1施設当たり	12,213	18,546 16,284	16,284	13,372
障害児施設（障害児入所施設を除く）	1施設当たり	-	-	-	-
障害児施設（障害児入所施設を除く）（都市部）	1施設当たり	-	-	-	-

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）

2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

3 障害児入所施設における沖縄振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

■仮設施設整備工事費交付基礎点数表

	単位	標準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	公害防止対策事業として行う場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	281	-	-	-
助産施設	1人当たり	476	714	-	-
乳児院	1人当たり	263	351	351	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	993	1,489	-	-
児童養護施設	1人当たり	415	-	-	-
児童心理治療施設	1人当たり	494	-	659	-
児童自立支援施設	1人当たり	590	-	-	-
障害児入所施設	1施設当たり	21,181	32,310 28,260	28,260	23,324
障害児入所施設（都市部）	1施設当たり	22,240	33,926 29,673	29,673	24,490
障害児施設（障害児入所施設を除く）	1施設当たり	-	-	-	-
障害児施設（障害児入所施設を除く）（都市部）	1施設当たり	-	-	-	-

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）

2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

3 障害児入所施設における沖縄振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。